

処分基準

令和8年4月1日作成

法令名：火薬類取締法
根拠条項：第17条第3項
処分の概要：猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 火薬類取締法第17条第1項（譲渡又は譲受の許可）、同第3項（許可の取消し）、 同第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）、同第57条第2項（権限の委任） 火薬類取締法施行令第18条（権限の委任）
処分基準： 譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の 譲渡又は譲受に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に 限り、許可を取り消すものとする。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：